



# LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2014 年 NO06 総 60 期

## 目 次

### IP ニュース

- 工商総局:「独占禁止法」を細分化し、知的財産権を濫用して競争を制限する行為を禁止
- 6 月 1 日から、権利侵害偽造に関する行政処分情報は社会に向けて公表される
- 世界知的所有権組織: 中国の革新・発明の質が上がり続けている
- 「著作権法」改正案が公表、一般向け意見募集を行う

### ビジネスニュース

- 2014 年 1 月－2014 年 5 月全国において外商直接投資を吸収する情況

### 新法速達

- 企業所得税課税所得額の若干問題に関する公告
- 外商投資項目審査・批准の最適化展開に関する公告
- 商標評議規則
- 公証活動に触れる関連民事案件の審理に関する若干規定
- 増値税徴収率政策の統一・引下に関する通知

## IPニュース

### 工商総局:「独占禁止法」を細分化し、知的財産権を濫用して競争を制限する行為を禁止

先日、国家工商総局は、「独占禁止法」の第 55 条を細分化し、「知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為の禁止に関する規定」(意見募集稿)(以下「規定」と略称する)を制定し、下記五つの面で知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為を禁止することを発表し、6月11日から一般に向けて意見を募集した。



万里の長城

撮影：丁辰

1. 「競争を保護し、革新を奨励するため、経営者の知的財産権を濫用して競争を排除、制限する行為を止める」ことを明確にする。
2. 経営者が知的財産権を行使する過程において、独占契約を締結することを禁止する。
3. 原則、経営者が知的財産権を行使する過程において、市場支配的地位の濫用を禁止することを規定する以外に、知的財産権の許可の拒絶、知的財産権に関する抱き合わせ販売、知的財産権に関する不適切な制限の条件などの具体的な状況をそれぞれ規定する。
4. 若干の特定種類の知的財産権を行使する行為が、関係する独占行為に当該するかどうかを規定する。
5. 工商機構は、経営者が知的財産権を行使し、競争を排除、制限する行為に対する調査と処分を行う根拠、原則及び具体的罰則などを規定する。

全文：<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5573>

### 6月1日から、権利侵害偽造に関する行政処分情報は社会に向けて公表される

6月1日から、全国県級以上の行政執法機関は、権利侵害偽造に対する行政処分の決定を下したあと、20営業日以内に社会にそれを公表する。これは、全国統一の権利侵害偽造に関する行政処分情報の公表制度が正式に成立したことを示す。

今回の情報公表の内容は、行政処分決定書文号、被処分の自然人の姓名、被処分の企業或は他の組織の名称、法定代表人の姓名、違法の主要事実、処分の種類と根拠、処分の履行方式と期限などを含むものとなっている。

全文：<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5539>

#### 隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

### 世界知的所有権組織：中国の革新・発明の質が上がり続けている

先日、世界知的所有権組織は、「中国住民の海外特許出願戦略研究」報告を発表した。中国の海外特許出願件数は2000年以降大幅に増加し、2000—2005年の年平均増加率は40%に達し、2005年から現在まで23%ぐらいを維持している。

1970年—2012年、中国の海外特許出願において、80%以上の出願は米国特許商標庁、欧州特許庁或は日本特許庁に提出したものである。その内、この3社の機構に同時に出願を提出する比率は約7%である。件数の面で言えば、中国の海外特許出願における大部分は米国に提出したもので(50000件)で、以下、欧州、日本、韓国、カナダの順番で続く。

全文：[http://www.ipr.gov.cn/gndtarticle/ttxw/201406/1816926\\_1.html](http://www.ipr.gov.cn/gndtarticle/ttxw/201406/1816926_1.html)

### 「著作権法」改正案が公表、一般向け意見募集を行う

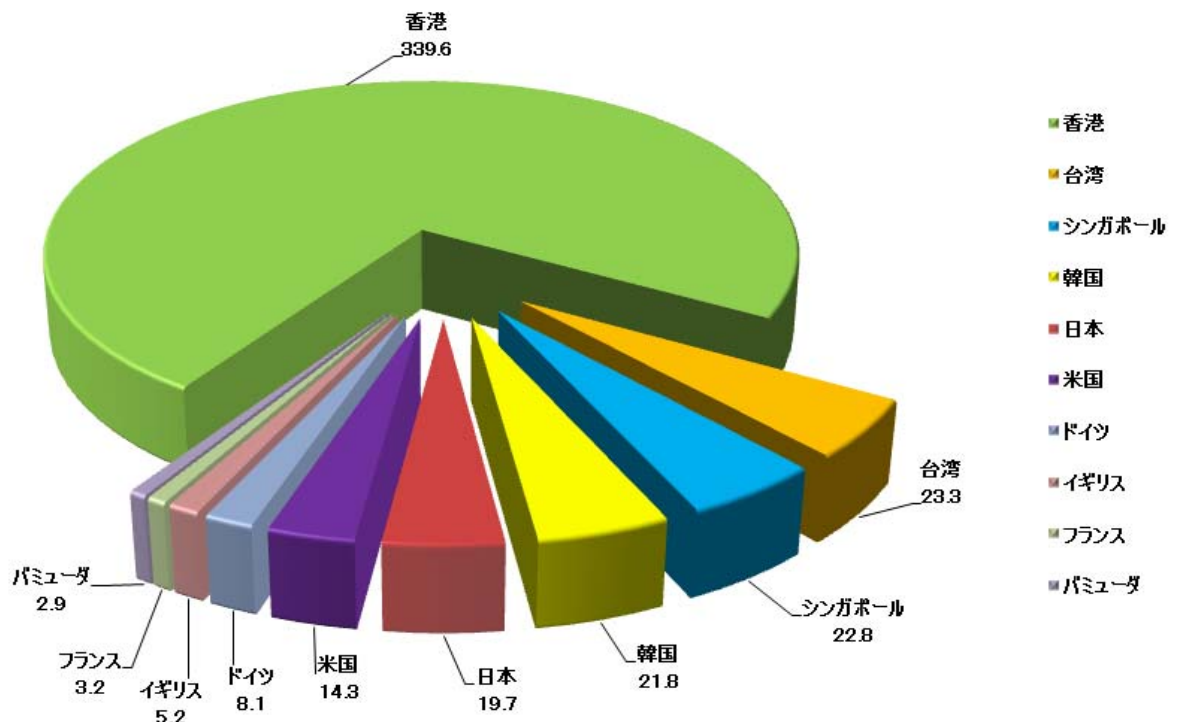
国家版權局が作成し、國務院に提出した「中華人民共和國著作権法」改正案は6日、中国政府法制情報網を使用して公表された。7月5日まで一般に向けて意見募集を行う。

これは、著作権法が1991年に施行されて以来、3回目の改正となる。今回の改正案では、著作権の帰属規定の拡充、強制許諾制度の追加とエンフォースメント関連規定の拡充、救済措置の改善などが行われた。特に、著作権保護の水準の向上を目指し、行政による法執行手段を増やし、法定の賠償基準を引き上げた。

全文：[http://www.sipo.gov.cn/yw/2014/201406/t20140611\\_963709.html](http://www.sipo.gov.cn/yw/2014/201406/t20140611_963709.html)

## ビジネスニュース

2014年1月—2014年5月全国において外商直接投資を吸収する情況 (単位:億ドル)



全文：<http://www.mofcom.gov.cn/article/tongjiziliao/v/201406/20140600631047.shtml>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

## 新法速達

### 企業所得税課税所得額の若干問題に関する公告

国家税務総局が近日、23日に公布の『企業所得税課税所得額の若干問題に関する公告』を正式発表した。

当該公告の主要内容については下記の通りである。

1. 企業が出資者の振替資産(出資者の贈与資産、上場会社の非流通株改革の過程において元非流通株式を引き受ける出資者と新非流通株式の出資者の贈与資産、出資者が放棄する本企業の持分を含め、以下も同様)は、契約書、協議書には資本金(資本準備金を含む)として取り扱ふと約定し、且つ会計上も実際に処理した場合、企業の収入総額に算入せず、企業が公正価値に基づいて当該資産の課税基準を確定しなければならない。企業が引き受ける出資者の振替資産が収入として取り扱う場合、公正価値に基づいて収入総額に算入し、企業所得税を計算して納付すると同時に、公正価値に基づいて当該資産の課税基準を確定する。

2. 企業固定資産の会計減価償却年限がすでに満期で、且つ会計減価償却の計上が完全であるが、税法規定の最低減価償却年限がまだ満期されず、且つ税收の減価償却が満額で控除できない場合、その満額で控除できない部分は残る税收減価償却年限にて継続して規定に基づいて控除できる。

3. 企業固定資産の会計減価償却年限が税法規定の最低減価償却年限より長い場合、税法で別途規定がある場合を除き、その減価償却は会計減価償却年限に基づいて控除を計算しなければならない。企業が会計規定に基づいて計上する固定資産減損引当金は、税前控除をしてはならず、その減価償却は税法確定の固定資産課税基準に基づいて控除を計算する。企業が税法の規定により加速減価償却を実行する場合、その加速減価償却弁法に基づいて計算する減価償却額は全額税前控除できる。

全文：<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c729150/content.html>



万里の長城

撮影：丁辰

### 外商投資項目審査・批准の最適化展開に関する公告

商務部が5月30日、28日に公布の『外商投資項目審査・批准の最適化展開に関する公告』を正式発表した。

当該公告の主要内容については下記の通りである。

1. 商務部は外商投資機構の審査・批准を規範して最適化するテスト業務を展開することを決定した。外商投資直

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: [patent@longanlaw.com](mailto:patent@longanlaw.com)

<http://www.longanlaw.com>

販項目を除き、法に従い商務部が審査・批准の外商投資企業の設立と変更に関する全部事項を当該テストの範囲とする。

2. テスト範囲における審査・批准事項の申告プロセスを簡易化し、省級商務主管部門が外国と香港、マカオ、台湾の投資者及び外商投資企業(以下「申請者」という)の申請書類を直接受理し、事前審査を経て商務部に送付し、省級以下の商務主管部門の送付環節を取り消す。申告書類を簡易化し、一部の法律、法規で送付が必要であると明確に規定されていない書類については取り消し、具体的に送付する書類については商務部ウェブサイトにおける外商投資審査・批准事項の事務ガイドを参考。

3. 商務部行政事務ホールで申請者の申告書類を受理し、申請者に書類受理証明を発行する。審査・批准事項が批准された後、申請者が行政事務ホールで返答書類と外商投資企業批准証明書を受け取る。申請者が申告書類を提出する際に商務部行政事務ホールに委託し、返答書類と批准証明書を速達的方式で申請者に送達できる。

全文: <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201405/20140500607179.shtml>

## 商標評議規則

国家工商行政管理総局が5月28日に改正後の『商標評議規則』を公布した。

当該規則の主要内容については下記の通りである。

1. 商標評議プロセスの中で、当事者の商標が譲渡、移転が発生する場合、譲受人又は引受人が即時に書面方式で関連主体の地位を相続することを声明し、後継評議プロセスに参加して相応の評議結果を負わなければならない。書面により声明しないが評議案件の審理に影響しない場合、商標評議委員会が譲受人又は引受人を当事者に挙げて決定又は裁定することができる。商標評議案件の共同申請者と共有商標の当事者が商標評議事項を行う場合、実施条例の規定に基づき1人の代表者を確定しなければならない。

2. 第一審行政訴訟プロセスの中で、商標評議決定、先使用権を喪失、裁定の事実認定、法律適用を変更することがある場合、原告が訴訟取り下げるときは、商標評議委員会が原決定又は裁定を撤回することができ、新しい事実に基づいて商標評議の決定又は裁定を作成し直すことができる。商標評議決定、裁定が当事者に送達した後、商標評議委員会が文字過失等の非実質性の過失の存在を発見したときは、評議当事者に訂正通知書を発送して過失内容に対して訂正することができる。

3. 商標評議決定、裁定が人民法院の発効判決を経て取り消される場合、商標評議委員会が合議体を再組成して即時に審理し、再審決定、裁定を作成しなければならない。商標評議委員会は当事者が再審プロセスの中に提出する新たな評議請求と法律依拠を再審の範囲に取り入れることはしない。当事者が補充提出の案件審理結果に影響する可能な証拠に対して信用して採用することができ、相手当事者がいる場合、相手当事者に送達して尋問を行わなければならない。

全文: [http://www.saic.gov.cn/spw/flfg/201405/t20140530\\_145649.html](http://www.saic.gov.cn/spw/flfg/201405/t20140530_145649.html)

## 公証活動に触れる関連民事案件の審理に関する若干規定

最高人民法院が4日、5月16日に公布の『公証活動に触れる関連民事案件の審理に関する若干規定』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 当事者、公証事項の利害関係者が『中華人民共和国公証法』(以下、「公証法」という)第43条の規定(公証機構及びその公証員の過失により当事者、公証事項の利害関係者に損失を与えた場合)に基づいて民事賠償を人民法院に請求する場合、人民法院が公証機構を被告として、権利侵害責任紛争案件として受理しなければならない。当事者、公証事項の利害関係者が公証書類の変更、撤回又は公証書類の無効確認を起訴して請求する場合、人民法院が受理を与えず、公証法第39条の規定に基づいて公証書類を発行する公証機構に再審査を提出することができることを告知する。

2. 当事者、公証事項の利害関係者は公証書類が公証する民事権利義務に対して異議がある場合、公証法第40条の規定に基づいて当該紛争について人民法院に民事訴訟を提起することができる。当事者、公証事項の利害関係者が強制的執行効力を有する債権公証文書の民事権利義務について人民法院に民事訴訟を直接に提起する場合、人民法院が法に従い受理を与えない(但し、債権公証文書は人民法院により執行しないと裁定された場合は除く)。

3. 当事者が虚偽証明書類を提供して公証申請し、公証書類に間違いが生じて他人に損失を与えた場合、当事者が賠償責任を負わなければならない。公証機構が法に従い審査、確認義務を尽くした場合、賠償責任を負わない。法に従い審査、確認義務を履行しなかった場合、その過失と相応する補充賠償責任を負うものとする。公証証明の書類が虚偽であり、又は当事者と悪意で結託する場合、連帯賠償責任を負うものとする。

また、当事者、公証事項の利害関係者が公証機構が発行した公証書類が不真実、不合法であることを明知しているが、それを使用して自分に損失をもたらし、公証機構に賠償責任を請求する場合、人民法院が支持を与えないこと。

全文:<http://www.chinanotary.org/cn/news/1/2014-06-03/2562.html>



万里の長城

撮影：丁辰

## 増値税徴収率政策の統一・引下に関する通知

財政部と国家税務総局が17日、13日に公布の『増値税徴収率政策の統一・引下に関する通知』を正式発表し、増値税徴収率を引き下げて統一し、6%と4%の増値税徴収率を統一して3%に調整することを明らかにした。

当該通知の主要内容については下記の通りである。

1. 『財政部 国家税務総局の一部貨物の増値税低税率の適用・増値税の簡易化弁法徴収政策に関する通知』(財税[2009]9号)第2条の第(1)項と第(2)項における「簡易弁法に基づいて4%の徴収率で増値税を半額で徴収する」を「簡易弁法に基づいて3%の徴収率で増値税を半額で徴収する」に調整する。

2. 『財政部 国家税務総局の全国にて増値税転形改革の実施若干問題に関する通知』(財税[2008]170号)第4条の第(2)項と第(3)項における「4%の徴収率に基づいて増値税を半額で徴収する」を「簡易弁法の3%の徴収率に基づいて増値税を2%の低税率で徴収する」に調整する。

3. 財税[2009]9号書類の第2条の第(3)項と第3条における「6%の徴収率に基づく」を「3%の徴収率に基づく」に調整し、第2条の第(4)項における「4%の徴収率に基づく」を「3%の徴収率に基づく」に調整する。

備考:

増値税徴収率とは、小規模納税人及び一部の特殊(仕入に関する増値税専用インボイスを取得しに等)業種、業務に対して、その売上高に対して一定の比率により増値税額を計算し、仕入税額を控除しないという簡易徴収弁法において使用する増値税徴収比率である。

全文: [http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201406/t20140617\\_1100325.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201406/t20140617_1100325.html)